

田島寮給食業務委託契約書

委託業務 田島寮給食業務
委託業務の場所 福島県立南会津高等学校 田島寮
委託業務の額 年額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
契約保証金 金 円

上記委託契約について、委託者 福島県（以下「甲」という。）と 受託者（以下「乙」という。）は、甲が田島寮に収容する学生（以下「寮生」という。）の給食業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 乙は、別途甲が指示する日に指定する場所（以下「厨房」という。）において、別紙「給食業務委託仕様書」に基づき、寄宿生の給食に関する次の業務（以下「給食業務」という。）を信義を持って誠実に履行するものとする。

- (1) 給食に供する主食及び副食の調理並びに配膳に関すること。
- (2) 材料などの購入及び保管に関すること。
- (3) 厨房及び食堂の清掃、整頓に関すること。

（厨房設備の貸与及び物件等の管理）

第2条 甲は、乙が給食業務を行うのに必要な施設、器具、什器及び備品（以下「給食施設及び物件」という。）を無償で貸与する。

2 乙は、甲より借用した物件を大切に保管し、整理整頓、経費の節減及び火災の予防に努め、破損の責を負う。

3 乙が故意又は重大な過失により、給食施設及び物件を紛失又は破損したときは、乙は、その実費を弁済する。ただし、天災その他乙の責とならない事由によるときは、乙の申し出により甲は調査の上その費用の全部又は一部を減免することができる。

（無断改廃などの禁止）

第3条 乙は、甲の承認がなければ給食施設及び物件などを改廃することができない。

2 乙は、給食施設及び物件などを他の者に貸与してはならない。

（給食施設物件などの返還）

第4条 乙は、委託期間が満了したとき又は契約期間満了前において契約の解除となったときは、給食施設及び物件などを速やかに甲に返還しなければならない。

（経費の負担）

第5条 甲は、給食業務に要する次の経費を負担する。

- (1) 委託費
- (2) 食堂・厨房施設の維持改修
- (3) 什器・備品の購入及びその補修・補充
- (4) 電気、ガス、水道代などの光熱費

- (5) 消耗品（洗剤、清掃用具、布巾など）
 - (6) その他甲が必要と認めた物品
- 2 乙は、給食業務に要する次の経費を負担する。
- (1) 従業員の人件費・諸手当及びこれに付帯する労務費用
 - (2) 従業員の保健衛生費・被服費・その他現場経費
 - (3) 官公庁手続などの費用の一切
 - (4) 一般管理費

（委託料の支払）

第6条 委託料は月払いとし、乙は翌月10日までに月割額の請求書を甲に提出する。

- 2 甲は、前項による乙の適法な請求書受理後、30日以内に支払うものとする。
- 3 各月の委託料の支払額は、別表のとおりとする。

（業務実施上の指示）

第7条 甲は、乙に対し委託業務の実施に必要な事項を指示することができる。

- 2 乙は、委託業務の実施に関し、甲の指示を必要とする場合には、その都度甲の指示を受けなければならない。

（業務報告）

第8条 乙は、その日の委託業務終了の都度、別に定める業務日誌に所要の事項を記載し甲に提出しなければならない。

（安全衛生）

第9条 乙は、給食業務に従事する乙の従業員の安全衛生について、乙の責任において管理を行わなければならない。

- 2 健康診断は、検便を必要とし、その他健康診断は必要に応じ受検するものとする。

（衛生基準の保持）

第10条 乙は、寄宿生に対する給食業務が衛生上常に万全であることを期すると共に、適切な献立となるよう努めなければならない。

（損害賠償）

第11条 乙は、重大な過失により食中毒又は法定伝染病が発生した場合には、賠償の責に応じなければならない。ただし、その原因については所管の保健福祉事務所の判断によるものとする。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、甲乙協議の上、相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（談合による損害賠償）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第13条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引

委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならぬ。

（甲の解除権）

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (4) 乙又は乙の代理人もしくは使用人等に不正行為が認められたとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは

社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合の委託料は、月割額とする。ただし、月の途中で解除したときは、月割額を当該月の日割り計算により精算するものとし、この場合 100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

（天災地変、不可抗力による不履行等）

第 15 条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内に委託業務を履行することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、前条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

（契約の変更等）

第 16 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（業務の確保）

第 17 条 乙は、給食業務の円滑な運営を確保するため 1 名以上の業務従事者を定め業務遂行に万全を期さなければならない。

2 乙は前項による業務従事者を定めようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、本契約に基づいて業務上知り得た甲の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 20 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定めた事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争解決の方法)

第 22 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県南会津郡南会津町田島字田部原 260 番地
氏 名 福島県
福島県立南会津高等学校長 高橋 敏幸

乙 住 所
氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

1 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。